

公告

次のとおり条件付一般競争入札（事後審査型）に付します。

平成30年1月9日

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館
理事長 中川原 章

1. 入札に付する事項

- | | |
|--------------|--------------------------------------------|
| (1) 物 件 名 | 事務職員用ユニフォームの単価契約 |
| (2) 調達物品の仕様等 | 入札条件書のとおり |
| (3) 納 入 場 所 | 佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原400番地
地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 |
| (4) 納 入 期 限 | 発注後30日以内 |
| (5) 契 約 期 間 | 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで |

2. 入札参加資格に関する事項

次に掲げる要件をすべて満たし、かつ地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館による入札参加資格の確認を受けた者でなければ、本入札に参加することはできない。

- (1) 佐賀県の「物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）第1条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有する者であること。
- (2) 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則第2条第5項に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第172号）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始または民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 入札参加届の提出の日から開札の日までの間に、行政機関が発注する物品の調達に関して、入札参加資格を停止する措置を受けている者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者でないこと、及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第

77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

- ② 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ④ 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって暴力団または暴力団員を利用している者。
- ⑤ 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者。
- ⑥ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- ⑦ 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者。

3. 入札参加希望者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加届を平成30年1月16日(火曜日)午後4時までに下記の担当に直接持参してください。

提出した関係書類等について説明を求められた場合には、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求められます。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

【担当】

佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原400番地

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 財務課 契約係

電話：0952-28-1153

4. 入札書の提出場所等

- (1) 入札書等の交付場所および問い合わせ先

3の担当に同じ。

- (2) 入札書等の交付方法

平成30年1月9日(火曜日)から平成30年1月16日(火曜日)まで(土・日曜を除く)の午前9時から午後5時までの間、上記(1)において交付します。また、好生館ホームページ(<http://www.koseikan.jp>)においても同期間掲載します。

- (3) 入札説明会

実施しません。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

- i) 日 時 平成30年1月18日(木曜日)午前10時
- ii) 場 所 佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原400番地
佐賀県医療センター好生館 多目的ホールC
- iii) 入札者の直接持参による入札

5. その他

(1) 契約保証金

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則第18条第1項第3号の規定により免除します。

(2) 入札書に記載する金額

入札書には消費税を除いた金額を記載してください。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

- ア 入札参加資格のない者、条件を満たさない者及び虚偽の申請を行った者がした入札
- イ 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- エ 一人で二以上の入札をした者
- オ 代理人でその資格のない者
- カ 入札者又はその代理の記名押印が無く、入札者が判明できない入札
- キ 所定の場所及び日時に到達しない入札

(4) 入札の中止

次のいずれかに該当する場合には、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

- ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に実施することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合。

(5) 契約者及び契約額の決定方法

- ア 予定価格の範囲内で申し込みをした者を契約の交渉権者とし、その者が複数の場合には、申し込みをした価格が低い者から順に交渉順位を付する。
- イ 交渉権者のうち最も価格の低い者を第一交渉権者とし、その者との交渉により契約額を決定する。

なお、交渉が不調となり契約締結の見込みがないと判断した場合には、交

渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行い、契約額及び契約者を決定する。

(6) その他

- ア 前号により契約額の合意がなされた場合には、契約金額確認書を提出すること。
- イ 契約書の作成を要します。
- ウ 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他当館の情報（公知の事実を除く）を漏らしてはいけません。